

浦安ジュニアイースターズ後援会

< 規 約 >

第1条（名称および所在地）

本会を 浦安ジュニアイースターズ後援会 と称します

（以下、浦安ジュニアイースターズを「チーム」、後援会を「本会」とします）

第2条（目的）

本会は、チームの活動を支援し、部員の健全育成と会員間の親睦を図ることを目的とします

第3条（構成）

本会は、チームに加入登録している部員たちの父母により構成します

第4条（活動）

本会は第2条の目的を達成するために、次の活動を行います

- (1) 代表および監督の方針をよく理解し、方針に従ってチームの円滑な活動を支援
- (2) チームが必要とする備品・消耗品の調達や整備に対する援助
- (3) 部員募集への参加および協力
- (4) 部員を対象とした各種行事の開催および援助
- (5) その他必要な事項

なお、詳細につきましては後援会より別途配付される資料にて各自ご確認願います

第5条（役員）

- (1) 本会の運営を円滑・合理的に行うため、以下の役職を定めます

会長	1名	会計担当	1名
副会長	2名	会計監査	1名
行事担当	2名以上		

- (2) 原則的に、会長選出は6年生の父母からとします
- (3) 各家庭部員の在籍中、1子1回は必ず役員を行うこととします
- (4) 各役員の任期は1年としますが、その再任は妨げないこととします

第6条（運営費）

チームの定める入会金・部費、および後援会の定める会費等は以下の通りとします

入会金	1,000 円	保険代	(別途)
部費	:高学年 2,500円/月	※未就学児	1,000円/月
	:低学年 2,000円/月	但し、兄弟がチームに在籍する場合は無料とする	

※休部および期限付き移籍の場合の期間中は発生しない

なお、備品等で大きな金額の出費がある場合は、その都度内容と金額について事前に開示し、各家庭から徴収するものとする。

第7条（チームからの依頼事項）

- (1) 保護者はチーム規約についてその内容を理解・賛同し、必要に応じて内容を噛み砕いて部員に理解させるようお願いします
- (2) 本チームの指導者は指導に対して報酬を望みません 無報酬にて成り立っている事をご理解願います
事故防止のためにも指導者各位の指導・指示に対して、部員は必ず従うようお願いします
- (3) 選手の背番号および守備位置は全て監督の構想によるチーム編成に基づいて適切に決定するため、一任下さるようお願いします チーム内の秩序を維持するため、個別の希望には応じません
- (4) 小学生は身体の成長が著しい事が予想されますが、チームは都度新しく用具・ユニフォーム等の買い替えを強制するものではありません 部員間でのユニフォーム等の譲渡・貸与は相互でお願いします
- (5) 背番号の縫いつけやユニフォームの補修には、各家庭にてご対応をお願いします
- (6) 指導者・部員同様、他チームの関係者に対しても気持ちよい挨拶を心がけるよう、お願いします

第8条（総会）

- (1) 会長は会計年度終了時に、会員にて構成する総会を招集し、開催します
- (2) 総会においては、年間会計報告・活動報告・その他重要事項の報告とともに、次年度役員の選任について、承認を得るものとします
- (3) 会長は、必要に応じて保護者会および臨時総会を招集する事ができます
- (4) 会長は、役員および会員から会議の目的を示し開催の要求があるときは、臨時総会を招集します
- (5) 総会は、委任状を含めて過半数の出席を以って成立するものとします

第9条（未決項目対応）

本規約に明記されていない事象が発生した場合は、役員および指導者により対応方法を決定し、適切な処置を講じます

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃については、総会の議決により行うものとします

本規約を改定した場合は、改訂版を交付するとともに、その徹底に努めます

第11条（施行）

本規約は平成24年1月15日より施行します

平成24年1月15日	制定
令和3年11月7日	一部改定
令和6年1月28日	一部改定
令和7年1月31日	一部改定